



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース -介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう!-

自治体との懇談・議会への要請等を具体化し、介護改善の波を拡げよう！

5市5町1村で『介護保険制度の改善を求める意見書』可決！(高知)

高知市との懇談（9月8日）後、高知市議会をはじめ、高知県下全ての自治体に、『介護保険制度の改善を求める意見書』を、高知医療生協理事長・梶田典男名で送付していましたが、秋の議会で審議された結果、5市5町1村で採択されました。

注目の高知市議会では、厚生委員会で全会一致で賛成したにもかかわらず、本議会では自民党が反対しましたが、賛成多数で採択されました。内閣総理大臣「麻生太郎」、厚生労働大臣「舛添要一」宛てに、高知市議会から意見書が提出されました。

【可決成立した議会】

高知市議会、須崎市議会、安芸市議会、四万十市議会、土佐清水市議会、本山町議会
いの町議会、四万十町議会、黒潮町議会、大月町議会、日高村議会

【不採択した議会】

南国市議会、奈半利町議会、梼原町議会

介護保険制度の改善を求める意見書

介護・福祉の充実は安心した老後を送りたいというすべての国民の願いです。しかし、今、地域の介護は崩壊の危機にさらされています。

重い費用負担、不透明な認定制度、さまざまなサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらしています。また、連続した介護報酬引き下げによって生まれた経営難、厳しさを増す現場の介護労働と深刻な人手不足は、在宅、施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしています。

だれもが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護職員が、専門性を高め生き生きと働き続けられる環境整備が急務です。

来年度の介護報酬改定に向け、下記事項の改善実施を求めます。

記

1. 介護報酬を引き上げ、人員配置基準の見直しを行い、職員の給与・労働条件の改善を実現すること。
2. 保険料・利用料、居住費・食費負担を軽減するとともに、サービスの利用制限を取りやめ、必要な介護が適切に保障される制度に改善すること。
3. 以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅にふやすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

高知県高知市議会

内閣総理大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 舛添要一様

(高知民医連介護ウェーブ推進ニュース No.05 2008.10.15より)

医師・看護師・介護問題を中心に東京都に予算要求(東京)

10月10日、8月末に東京民医連が都知事宛に提出した「2008年度(平成20年度)東京都予算要求書」にもとづいて東京都と懇談を行ないました。

当日は石川会長を先頭に、法人・事業所から看護管理者・介護事業責任者、事務局など16人が参加。介護関係の東京都福祉保健局高齢社会対策部の回答は下記のとおり。

また、各自治体の介護保険財政が多額の「余剰」をかかえているとの指摘に対しては、「新予防給付で見込んだとおり利用がすすんでいないため」、マスコミでも取り上げられた北区の介護保険行政については、「厚労省が全国100ヵ所程度の自治体を査察した中にたまたま北区も入った。

介護認定についても適切に判定している」と回答。引き続き、介護問題に限った東京都との交渉をすすめる必要を痛感しました。

<要求書抜粋>

3. 介護関係について (1)介護保険について

第4期介護保険改定に向けて、家族介護の負担軽減と「介護の社会化」という制度発足時の理念にもとづいた制度改定となるよう、都として国に改善の要望をして下さい。

①第3期では各年とも介護保険財政は都内各自治体では実質的黒字となっています。区市町村に保険料の引き上げをしないよう指導し、都としては介護保険料の減免制度を創設して下さい。

回答⇒ 「都としては考えていない」(東京都の回答。以下同じ)

②介護職員の給与・労働条件の改善と、大幅な増員実現のため、介護報酬の引き上げ、人員配置基準の見直しを行なうよう、都として国に要望して下さい。都としても介護職員が働き続けられるよう事業所への助成をして下さい。

回答⇒ 「国に要望している。都独自に行なう考えはない」

③利用料・保険料、居住費・食費負担を軽減するとともに、サービスの利用制限をとりやめ、必要な介護が適切に保障される制度に改善するよう、都として国に要望して下さい。都としても利用者への補助をして下さい。

回答⇒ 「国に要望している。都独自に行なう考えはない」

④同居家族がいる場合の生活援助については、一律に制限を加えることのないよう区市町村への指導をすすめて下さい。

回答⇒ 「区市町村は適切に対応している」

⑤「介護サービス情報の公表」制度について、調査で発生する費用について、東京都として全額負担するよう財政措置をして下さい。

回答⇒ 「事業者自らの責任で行なうもの」

⑥主任ケアマネジャーの研修や介護職員基礎研修など介護職員に対する教育・研修については東京都として実施してください。また、介護職員の研修補助を事業所に行なって下さい。

回答⇒ 「都として国に提案している」

⑦ガン末期患者が要支援認定されるなど、実態に合わない介護認定がみられます。適切な介護認定がなされるよう区市町村への指導をすすめてください。

回答⇒ 「公平公正な認定を指導している」

(東京民医連介護ウェーブ推進ニュース No.14 2008.10.15 より)

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp